

あさぎり町営住宅の募集について

あさぎり町営住宅の入居者を次のとおり募集いたします。

入居資格などご確認いただき、お申し込みください。

【募集住宅】別紙募集団地一覧をご確認ください。

【募集期間】 令和8年8月10日(月) ～ 令和8年9月7日(月)

午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日を除きます)

※注意点 申込者が複数となった場合、住宅困窮度または抽選での入居者順決定となります。

募集期間以外での受け付けは行っておりません。

【入居資格】現在住宅に困窮している方で、次のすべての要件を備えていることが必要です。

住宅種別	入居資格
公営住宅	○現に同居し、又は同居しようとする親族があること <u>単身入居については60歳以上の方など（※お問い合わせください）</u> ○入居者世帯の年間所得から所定の控除額を控除した所得の月額が、 158,000円以下の世帯であること ○現に住宅に困窮していることが明らかな者であること ○入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと ○市町村税、各種公共料金を滞納していないこと

募集団地のお申し込み方法について

あさぎり町建設課または各支所に備え付けの申込用紙に、必要事項を記入いただき、添付書類を添えてお申し込み下さい。（あさぎり町ホームページからもダウンロードできます）

（添付書類）

必要書類	対象者
住民票の写し（入居予定世帯全員）	全員
令和7年度（令和6年分）所得証明書（入居予定世帯全員）	全員
滞納が無い証明〔納税証明書等〕 ※過年度も含め、全ての滞納無の証明（入居予定世帯全員）	全員
婚約証明書 （入居の際に同居することが条件となります）	婚約中の方

※申込書提出の際に個人番号の確認を行いますので、マイナンバーカード又は個人番号通知書をお持ちください。（入居者全員）

【入居開始までの流れ】

入居開始までのスケジュールは、次のようになっています。

書類審査ならびに入居資格調査	令和 8 年 9 月中旬
町営住宅入居者選考委員会	令和 8 年 9 月下旬
抽選会	令和 8 年 10 月上旬
入居開始	抽選会日以降
待機者の有効期限	抽選会日から令和 8 年 10 月 31 日まで

有効期限内に入居できない場合は、再度入居申込みが必要となります。

抽選方法は次のとおりです。

申込者が複数となった場合、住宅困窮度または抽選で入居者や待機者を決定します。

【団地別抽選】

希望団地ごとに抽選を行い、待機順を決めます。若番を引かれた方が待機上位者となります。

【全体抽選】

申込者がいない団地がある場合に全体で抽選を行い、待機順を決めます。

若番を引かれた方が待機上位者となります。

希望する団地に入居できない場合があります。

災害により住宅を滅失された方や、町営住宅入居者で、住宅の老朽化等により住宅での生活が困難と町が判断した場合などは、その方に入居を優先する場合があります。

また、入居者選考委員会において、住宅の困窮度が極めて高い申込者がおられた場合も、同様に取り扱う場合があります。

入居にあたっての注意事項。【重要】

- ・入居の際は、「請書」の提出をお願いします。連帯保証人 2 名が必要です。
ただし、「あさぎり町営住宅入居者に係る連帯保証人免除取扱規則」に規定する特別な事情がある者で、連帯保証人の確保が困難であると認められるときには、連帯保証人を免除できる場合がありますので、ご相談ください。
- ・敷金は、家賃 3 か月分を入居前に納入いただきます。
- ・住宅のカギをお渡しした日を入居日とし、家賃の請求を行います。（月途中入居は、日割計算）
- ・入居に際し、壁紙の破れ及び塗装剥離、建具や各種器具などを使用するにあたり支障や危険をおよぼさないものは、町による修繕等を行わない場合もあります。（基本、現況住宅への入居となります。）
- ・ペットを飼うことは禁止されています。（一時預りも禁止です。）
- ・自宅周り（生垣含む）や、団地敷地、広場など共同施設、側溝などの管理（除草、清掃、剪定等）は入居者により責任を持って行っていただきます。
- ・団地内及び地区内の各種活動に積極的に参加いただくとともに、各団地内の取決めなどを遵守いただきます。（共益費等の支払いを含む。）

【お申し込み場所】 あさぎり町役場 建設課（第二庁舎 1 階）

【お問い合わせ先】 あさぎり町役場 建設課 中村・村山 （電話）0966-45-7221